

清水町いきいきふるさとづくり寄附条例（平成20年清水町条例第24号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>（寄附金の使途指定等）</p> <p>第2条 寄附者は、自らの寄附金の使途について、次の各号のうちからあらかじめ指定することができる。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p><u>（6） 人口減少対策支援事業</u></p> <p><u>（7） いきいきふるさとづくり寄附推進事業</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（基金の積み立て）</p> <p>第4条 基金として積み立てる額は、<u>一般会計歳入歳出予算に定める範囲とする。</u></p>	<p>（寄附金の使途指定等）</p> <p>第2条 寄附者は、自らの寄附金の使途について、次の各号のうちからあらかじめ指定することができる。</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（基金の積み立て）</p> <p>第4条 基金として積み立てる額は、<u>第1条の目的に対し寄附された寄附金の額とする。</u></p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。